

有識者会議での御意見を踏まえた市行動計画の記載内容

資料4

番号	意見の概要	記載箇所	対応する記載(抜粋)	備考(左記の補足等)
01	医療機関では発生届の提出など毎日の事務手続きが膨大で、離職した看護師も多かった。医療人材の確保が課題。	P.17 (対策実施上の留意事項) 1(5)	国との連携のもと、保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国と地方公共団体の連携の円滑化等を図るためのDXの推進や人材育成等、複数の対策項目に共通する視点を念頭に取組を進める。	感染症サーベイランスシステム改修や医療人材確保での国や府への協力
02	コロナ禍での施設利用者の感染対策は、早い段階で緩和できるタイミングがあったはず。「基本的人権の尊重」の内容として行動計画への記載を検討いただきたい。	P.19 (対策実施上の留意事項) 3	新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。特措法による要請や行動制限、 <u>感染対策等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとし、適切かつ柔軟に緩和を検討する。</u> ＜一部独自＞	計画に明記 第6章3-1-3-3 (2)にも記載
03	府と市との役割分担や連携について、十分に明確になっていない。計画では府と市の関係性や権限の範囲などを明確にしてほしい。	P.22,23 (対策推進のための役割分担) 2(1)(2)	(1)府は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割。地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応。 (2)市は、住民に最も近い行政単位。住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施。	計画に明記
04	福祉施設だけでなく医療機関においても感染症対策に向けた業務継続計画の作成を検討する必要がある。 府行動計画を参考に、市行動計画にも記載できないか。	P.22 (対策推進のための役割分担) 3	新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要。	第13章1-3-1にも記載
05	コロナ禍での経験やノウハウを行動計画に盛り込むのか、業務マニュアル等に活用するのか、事務局で整理した方が良い。	P.37 (実施体制) 1-1	特措法の規定に基づき、市行動計画を作成し、必要に応じて変更する。また、市行動計画に基づき、各種マニュアル等を作成し、必要に応じて変更する。	計画に明記

有識者会議での御意見を踏まえた市行動計画の記載内容

資料4

番号	意見の概要	記載箇所	対応する記載(抜粋)	備考(左記の補足等)
06	定期的な訓練や会議など、新型インフルエンザ等対策を継続していくための組織的な仕組みが必要。	P.37,38 (実施体制) 1-3(2) 1-4(1)	新型インフルエンザ等発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修等を通して体制を整備する。 本市は、国、府、指定(地方)公共機関と相互に連携し、発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認を行う。	国や府と連携した対策本部立ち上げや情報共有訓練等
07	情報共有など、保健所や行政機関との連絡調整が負担であった。負担軽減の検討が必要。	P.44,47 (情報収集・分析)1-4、3-2-2(1)	本市は、国及びJIHSが行う、情報入力 of 自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等のDXの推進に協力する。 本市は、国が示す方針も踏まえながら、市内の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。	計画に明記 本市独自システム活用など負担軽減を検討
08	施設内感染対策の徹底としてマスクや消毒液だけではなく換気の問題も非常に重要。基本的な感染症対策として啓発していくべき。 平時から継続的な「おそれ」の情報提供をすることは感染症に対するリテラシー向上につながる。平時からの情報提供の重要性を記載してほしい。	P.56 (情報提供・共有、リスコミ) 1-1-1	平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等について、分かりやすい情報提供・共有を行う。 ＜一部独自＞	計画に明記
09	大学と連携し、学生を対象としたワクチン接種を実施。大学のウェブサイトやメーリングリストを通じて情報発信・情報伝達される仕組みを構築。大学と連携した情報伝達として大きな成果であった。	P. 56 (情報提供・共有、リスコミ) 1-1-1	大学・学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすい。関係各局等と連携し、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。	関係機関等と連携した実施に努める
10	コロナ禍の初期は、医療従事者への偏見や差別、診察した医療機関や宿泊施設への風評被害がひどく苦労した。病院を退院した患者が差別・偏見を受けるという状況も生じた。対応が必要。	P. 57 (情報提供・共有、リスコミ) 1-1-2	感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える要因となる等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。	市民しんぶんや本市情報媒体等により啓発

有識者会議での御意見を踏まえた市行動計画の記載内容

資料4

番号	意見の概要	記載箇所	対応する記載(抜粋)	備考(左記の補足等)
11	コロナ禍でのフェイクニュースなど、根拠のない情報に左右されるのには非常に困った。	P.57 (情報提供・共有、リスコミ) 1-1-3、1-2-1(2)	感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。 一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、定例的な記者会見を担当する広報担当者を置くことを含め必要な体制を整備する。	市長等によるSNSやマスコミ等を活用した、原則、定時のワンボイスによる情報発信
12	ホームページやメールなどデジタルな情報提供だけでは、高齢者などが情報を取りこぼしてしまう。きめ細やかな情報発信が必要。 外国人への非対面での情報提供が不十分。 旅行中の外国人観光客への情報提供方法の検討が必要。 多言語対応や外国の保険診療が可能で、外国人の受入れ可能な病院のリスト情報を整備しておく必要がある。	P. 57 (情報提供・共有、リスコミ) 1-2-1(1)	市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について検討する。	市民しんぶんやSNSなど本市情報媒体の活用のほか、関係機関等を通じた情報発信、府のHP「健康医療よろずネット」で外国語対応医療機関の情報発信
13	ヘイトスピーチがあった際、市長や府知事が早期に断固たる態度を表明した。情報提供には迅速性が不可欠。その観点も記載しては。	P. 57 (情報提供・共有、リスコミ) 1-2-1(2)	一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、定例的な記者会見を担当する広報担当者を置くことを含め必要な体制を整備するとともに、関係各局がワンボイスで行う <u>迅速な</u> 情報提供・共有の方法等を整理する。 <一部独自>	記者会見やYouTube配信等により、風評被害防止に向け情報発信
14	感染対策や医療機関での対応について情報発信すると質問が殺到することもあり、その質問に対応する方法も考慮する必要がある。 相談窓口への誘導は有効。	P. 60 (情報提供・共有、リスコミ) 2-2(2)	専用コールセンター等を設置し、国から提供されたQ&A等も踏まえ、市民等の相談に対応する。	専用の相談窓口やチャットボット等を活用した相談対応

有識者会議での御意見を踏まえた市行動計画の記載内容

資料4

番号	意見の概要	記載箇所	対応する記載(抜粋)	備考(左記の補足等)
15	業界団体を通じた情報伝達が機能しなかった面があった。平時からのコミュニケーションが重要。 コロナ禍では感染症対策について事業者等に助言するアドバイザーチームが組織されていた。その体制は平時から必要ではないか。	P. 69,72 (まん延防止) 1-1(6)、 3-1-3-3(1)	<u>観光客の安心・安全を確保するため、観光関係団体、観光施設等への連絡体制を整備し、新型インフルエンザ等発生時における観光客への正確な情報の提供に努めるなど、府と連携し、取組を進める。<府市独自></u> 府と連携して、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。	関係機関等を通じた、平時からの感染対策等の情報提供
16	施設では患者を守る観点から結果的に利用者に過度な負担を与えたのでは。高齢者施設では生活の場の範囲拡大や面会の緩和を実施し、利用者の人権と尊厳をより守れたのではないか。 感染対策の緩和に係る情報提供があれば、施設入所者の人権や尊厳の保持に繋がるのではないか。	P. 72 (まん延防止) 3-1-3-3(2) P. 63 (情報提供・共有、リスコミ) 3-2-2-1	<u>感染対策については、国による感染症の特徴や病原体の性状、流行状況や医療提供体制の状況等に基づくリスク評価等を踏まえ、基本的人権を尊重し、適切かつ柔軟に緩和を検討する。</u> <市独自> 病原体の性状等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、分かりやすく説明する。	まん延防止のための感染対策強化と人権尊重のための対策緩和の取組や基準について、リスク情報とその見方の共有等を丁寧に実施
17	修学旅行生の帰宅支援助成金や24時間電話相談ダイヤルといった感染予防を図りながら修学旅行等を行う仕組みを整備した。各地の学校や旅行業者から高い評価を得たため、今後も継続していくべき。	P. 73 (まん延防止) 3-1-3-3(4)	<u>本市を訪れる修学旅行生や観光客と市民等の双方の安心・安全を確保するため、国及び府、関係団体等と連携して、感染症に関する基本的な情報や感染対策等について情報提供するとともに、必要に応じて、専用相談窓口の設置や修学旅行生の帰宅支援等を実施する。<市独自></u>	コロナ禍では修学旅行専用電話相談窓口や帰宅支援補助金を運用 病原体の性状等に合わせて実施

有識者会議での御意見を踏まえた市行動計画の記載内容

資料4

番号	意見の概要	記載箇所	対応する記載(抜粋)	備考(左記の補足等)
18	知的障害や精神障害をお持ちの方は感染症の流行状況が理解できずに感染してしまう場合がある。ワクチンの優先接種枠に知的障害や精神障害をお持ちの方を入れてほしい。	P. 78 (ワクチン) 1-5-3	国は予防接種の対象者及び期間を定めるとともに、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理する。 本市は国の整理を踏まえ、平時から体制構築等の準備を行う。	病原体の性状やワクチン供給等を踏まえて国が定める接種順位に基づき、準備を実施
19	大企業と比較して、中小企業は医療機関との繋がりが無い。ワクチンの職域接種を中小企業にも提供することが経済のために重要。 外国人や他府県在住の従業員など市民以外が同じ宿泊施設で従事する場合に不都合も生じたため、観光事業者への職域接種など迅速なワクチン接種が必要。	P. 84 (ワクチン) 3-2-2-3	<u>国が職域接種を行うことを決定した場合において、必要に応じて本市は事業者等が円滑に接種を行うための支援を行う。</u> <市独自>	計画に明記
20	新型コロナのワクチン接種に自力で行けない高齢者について、集団接種会場までバスを手配してくれた事例があった。今後も柔軟な対応を展開いただければありがたい。	P. 84 (ワクチン) 3-2-2-4	<u>高齢者施設等の入所者等の接種実施医療機関等での接種が困難な者や、遠方のため接種実施医療機関等への移動が困難な方についても、円滑に接種を受けられるよう、関係団体と連携し、接種体制を確保する。</u> <市独自>	計画に明記
21	フェイクニュースや誤情報の発信が社会に与える影響の大きさを懸念。ワクチン接種の強制や未接種者への差別といった人権侵害の問題につながりかねない。	P. 85 (ワクチン) 3-4(1)	予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取り方がなされ得る情報への対応を行う。 基本的人権の尊重の観点から、接種の有無にかかわらず、差別的な扱いをしてはならないことについて、広く周知を図る。	市民しんぶんや本市情報媒体等により啓発

有識者会議での御意見を踏まえた市行動計画の記載内容

資料4

番号	意見の概要	記載箇所	対応する記載(抜粋)	備考(左記の補足等)
22	ワクチン接種の進展と高齢者の入院の減少との関連性など、ワクチンの効果がデータとして表に出ていない。ワクチンの効果の情報提供があれば接種促進につながるのでは。	P. 85 (ワクチン) 3-4(2)	本市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、接種場所、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民等への周知・共有を行う。	予防接種データベースを活用した国の調査研究について情報提供
23	コロナ禍では入院待機者が自宅で亡くなる事態が生じ、それを防ぐため電話診療を実施。非常時の取組として必要。 コロナ禍では、府や京都大学、府立医科大学のリーダーシップを核にして毎週会議を開催。病院間で連携を図り情報共有等に努めた。次の新興感染症の発生時に備えて平時から連携強化の仕組みが必要。	P. 87 (医療) 1-4	府は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び保健医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、電話・オンライン診療など自宅療養者への対応、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行うこととしている。本市は医療提供体制等の整理について、府に協力する。＜一部独自＞	計画に明記 府の取組と連携
24	府が一元的に入院医療コントロールセンターを設置し、保健所や市で入院患者を分ける必要がなかったことが、コロナ禍で医療崩壊が起きなかった要因の一つ。次の新興感染症等の発生時にも、取り入れてほしい。	P. 91 (医療) 3-1(1)	府と連携し、府内の医療資源を効率的・効果的に運用できるよう、本市を含む府内の入院調整の一元化について検討し、府は、必要に応じてセンター等を設置・運営する。 ＜府市独自＞	計画に明記
25	コロナ禍でオンライン診療や電話診療が増えたことにより、逆に対面診療の形式に戻すことが難しいという課題も感じた。	P. 93 (医療) 3-2-3	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合に国が示す、基本的な感染対策に移行する方針に従い、府と連携して、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。また、移行することを市民等に周知する。	計画に明記

有識者会議での御意見を踏まえた市行動計画の記載内容

資料4

番号	意見の概要	記載箇所	対応する記載(抜粋)	備考(左記の補足等)
26	施設感染制御(クラスター対策)では、施設に医師や看護師が来て感染対策の指導をいただいたことは非常に有効だった。施設や保育園等でも感染症に詳しい人材を育成していく必要がある。	P. 107 (保健) 1-6	<u>高齢者・障害者施設等、感染症の重症化リスクが高いと考えられる者が多く入所等している施設等の感染対策について研修会等を実施し、平時から施設職員等が対応できる体制を整備する。</u> <市独自>	計画に明記
27	在住外国人が増加傾向。給付金の案内をYouTubeで多言語配信することもあるが、日本人でも分かりにくい内容を外国人が理解することは困難。「やさしい日本語」のように内容を分かりやすく、また多言語で伝える工夫が重要。	P. 114 (保健) 3-2-7 P. 120 (市民生活及び社会経済活動) 1-2	高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。 新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。	計画に明記
28	有事の連絡体制や備蓄は、大企業では整備が進んでいるが、中小企業では関心が低い。感染症対策を含む業務継続計画の策定を啓発・支援することが必要。 社会福祉施設等でもコロナ対応時のマニュアルを平時から検証することが必要。	P. 120 (市民生活及び社会経済活動) 1-3-1	事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨する。	事業者の業務継続計画策定に係る府の勧奨・支援を市も協力
29	コロナ禍では、保育園の休園により子どもの受け入れができなかった。今後に備え、様々な取組を検討する必要がある。	P. 121 (市民生活及び社会経済活動) 1-3-2(1)	<u>子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合や、保育施設や高齢者施設等が受入縮小等を実施せざるを得なくなった場合は、保護者や家族である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。</u> <一部独自>	病原体の性状や国の方針等に合わせ実施

有識者会議での御意見を踏まえた市行動計画の記載内容

資料4

番号	意見の概要	記載箇所	対応する記載(抜粋)	備考(左記の補足等)
30	コロナ禍では、子どもはマスク着用や黙食をする必要があった。その結果、コミュニケーション能力の発達等に影響があったのでは。子どもや障害者、高齢者等の各属性によって異なる対策が必要ではないか。	P. 123 (市民生活及び社会経済活動) 3-1-2	新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置等により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等)を講じる。	対象者の年齢や状況、病原体の性状等に合わせた感染対策の強化と緩和に努める
31	宿泊施設や飲食店以外の観光施設や土産物屋、体験施設等は休業補償の申請ができなかった。補償を受けられる制度にしてほしい。 休業から店を再開する際に、消毒薬の確保が難しく休業からの再開を見送るケースもあったため、補償以外にも消毒薬等の確保に資する情報提供が必要。	P. 125 (市民生活及び社会経済活動) 3-2-2	府と連携し、新型インフルエンザ等及びまん延防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じる。	関係機関と連携して事業者の売上減少に対する支援等の実施に努める
32	感染症法上の5類移行後の新型コロナウイルス感染症が、「新型インフルエンザ等対策行動計画」の対象ではないことを記載した方が分かりやすいのでは。	—	(パブリック・コメント資料に、新型コロナウイルス感染症は5類移行するまでが対象であったことを記載)	—
33	医療機関では、個人防護具など医療資源の備蓄が不足する可能性もある。備えが必要。 京都市が備蓄した感染症対策物資等を有事に市民に配布するのは、在庫管理や備蓄場所確保など課題がある。対応を検討すべき。	—	(府行動計画では、医療機関で個人防護具の備蓄が不足する場合は府の備蓄から医療機関に配布する、また、政府行動計画では、市中で感染症対策物資等が不足する場合は国から事業者に生産や輸入促進等を要請する(更に不足する場合は国が配布する)、とされているため、市行動計画への記載は行わない)	府計画の第12章(物資)2-3 政府行動計画の第12章(物資)3-4

有識者会議での御意見を踏まえた市行動計画の記載内容

資料4

番号	意見の概要	記載箇所	対応する記載(抜粋)	備考(左記の補足等)
34	高齢者の介護予防や社会参加の促進のため地域のつながりが必要だが、高齢化の影響で次の新興感染症の発生時に対応できないのではと危惧。京都市では自治会支援を推進しているが、より住民同士のコミュニケーションでも活用できるようにしてほしい。	—	(本市では、地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金等により、地域住民相互の情報交換や交流の促進に向けた取組を推進中。別途取組を進めているため市行動計画への記載は行わない)	—
35	新型コロナの発生に係る初期の公表資料は、年代や性別、国籍、行動歴、職場など詳細に記載された資料。公表すべきか検討が必要。	—	(令和7年7月の厚労省の事務連絡により、流行初期の公表項目は、一般的には患者の年代や性別、居住都道府県、感染源との接触歴や行動歴等と示されているところ。実際には病原体の性状や国の方針等に合わせて公表項目を検討)	政府行動計画の第4章(情報提供)2-1⑤